

京中発第550号

令和5年2月20日

会員団体
特別会員 各位

京都府中小企業団体中央会
会長 阪口 雄次

今からでもまだ間に合う！ インボイス制度の対応について理解を深めようセミナー

平素は、本会の事業運営につきまして、御協力を賜り誠に有難うございます。

さて、令和5年10月より導入されるインボイス制度（適格請求書等保存方式）は、組合等の団体や中小企業・小規模事業者にとって大きな影響が考えられ、制度の十分な理解と、具体的な対応策を講じる必要があります。

そのため本会では、インボイス制度の開始に備えたセミナーを下記の通り、課税事業者向け、免税事業者向けに、それぞれ開催することに致しましたので、是非、御参加下さいよう御案内申し上げます。

参加を希望されます場合は、別紙の参加申込書により3月17日（金）までにFAXにてお申込みをお願いします。

（定員になり次第受付を終了させていただきますので、予め御了承下さい。）

記

（１）対 象 課税事業者向け インボイスセミナー

日 時 令和5年3月23日（木） 14:00～16:00

（２）対 象 非課税事業者（免税事業者）向け インボイスセミナー

日 時 令和5年3月24日（金） 14:00～16:00

（１）、（２）両日ともに

（テーマ）消費税「インボイス」制度の対応に備えて

（講 師）永田会計事務所 所長 永田 健氏（税理士）

（場 所）京都経済センター4階 4-A会議室

（京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町78番地）

（定 員）45名

（備 考）課税・免税事業者に関わらず両日の参加申し込みは可能です

（お問い合わせ）

京都府中小企業団体中央会 企画調整課 細見
電話（075）708-3701

つい、うっかりでは済まないインボイス制度とは？

2023 年 10 月から企業が対応すべきこと、

十分な理解と方針の決定、準備が必要です！！

- ★売手の準備と買手の準備って何をすればいいの？
- ★自社と他社、組合（団体）と組合員（会員）との取引はどうなるの？
- ★免税事業者だが、インボイスは登録したほうがいいのだろうか？
- ★一人親方（下請け）に対する影響は？

事前準備は万全ですか？



■講師プロフィール■

永田会計事務所 所長（税理士） 永田 健（ながたたけし）氏
地元金融機関において証券運用担当者として長年従事、税理士事務所開業。
2006 年 4 月に京都中央税理士法人を設立し代表社員となる。
2015 年 4 月 1 日に永田会計事務所開業。
技能・資格：税理士、宅地建物取引主任者、証券アナリスト
公職：京都地方裁判所 司法委員、亀岡簡易裁判所民事調停委員、
京都府商工会連合会顧問税理士
表彰：京都地方裁判所長表彰受賞、大阪高等裁判所長官表彰受賞
所属：近畿税理士会、日本経営学会、法と経済学会
専門：事業承継（譲渡・相続）、組織再編（持株会社設立・分割合併）

令和5年3月23～24日開催

消費税「インボイス」セミナー参加申込書

～今からでもまだ間に合う！インボイス制度の対応について理解を深めよう～

団体・企業名：_____

(TEL) _____ (FAX) _____ (記入者) _____

(1) 課税事業者向け インボイスセミナー

令和5年3月23日（木） 14:00～16:00

出席者 役 職：_____

氏 名：_____

役 職：_____

氏 名：_____

(2) 非課税事業者（免税事業者）向け インボイスセミナー

令和5年3月24日（金） 14:00～16:00

出席者 役 職：_____

氏 名：_____

役 職：_____

氏 名：_____

ご質問事項がございましたら、下記にご記入下さい。

京都府中小企業団体中央会 企画調整課 細見 行

(FAX：075-708-3725)

※FAXにて、3／17(金)までに御返信下さい。